

漁業信用保険業務運営の検証委員会の結果

1 趣旨

- ・ 第4期中期目標において、「保険事故率の低減に向けた取組」、「求償権の管理・回収の取組」、「利用者のニーズの反映等」等を実施することとされている。
- ・ このため、本年度も漁業信用保険業務運営の検証委員会において、これらの事項について検証を行うとともに、その将来の在り方について検討を行うものである。

【参考】第4期中期目標 第3-3 漁業信用保険業務 (項目のみ抜粋)

- (1) 適切な保険料率・貸付金利の設定
- (2) 保険事故率の低減に向けた取組
- (3) 求償権の管理・回収の取組
- (4) 利用者のニーズの反映等
- (5) 事務処理の適正化及び迅速化

2 保険事故率の低減に向けた取組の検証

(1) 部分保証やペナルティー方式の効果

- ・ 負債整理資金は総じて事故率が高く、信用基金の保険収支の悪化要因の一つであったことから、融資機関との適切なリスク分担を図る方策として、部分保証やペナルティー方式が導入されている。
- ・ 負債整理資金のうち、部分保証やペナルティー方式の対象となる資金の平成30年度引受額を見ると、部分保証の対象となる資金は11百万円（平成29年度：引受け無し）、ペナルティー方式の対象となる資金は184百万円（平成29年度：143百万円）であった。
- ・ 引受額は年度により増減するものであるが、負債整理資金自体の引受けが近年大きく減少しており、平成30年度引受額（296百万円）が全資金の同年度引受額（76,797百万円）に占める割合は0.39%でしかない。部分保証やペナルティー方式は信用基金において主体的な取組が可能な制度となっていないため、基金協会と融資機関の今後の取組を注視していく必要がある。

(2) 大口保険引受案件の事前協議

- ・ 漁業信用保証保険では、平成2年度から大口保険引受案件に事前協議が導入されており、直近の10年間では、全国41協会・支所のうち29協会・支所（70.7%）との間で、計468件の事前協議を実施している。当該期間に事前協議を実施した案件の事故率は0.43%であり、通常引受案件の事故率（1.86%）と比べて低くなっている。
- ・ 大口保険引受案件の事前協議は、導入以降、信用基金から基金協会に指摘を行うことを通じて、信用基金と基金協会の審査目線の統一が図られることにより、事故率の低減が図られていることから、平成31年4月には、より効率的な業務実施となるよう、大口保険引受案件の事前協議の特例について、優良経営体に係る事務手続きの見直しを図り簡素化した。

3 適切な水準の貸付金利の設定

- ・ 基金協会に対する貸付金利の水準については、基金協会が保証債務の額を増大するために必要な原資とすること及びその履行を円滑にすることという貸付目的に沿って市中金利に連動するように適切な水準に設定している※。

※ 市中金利の情勢

令和元年12月18日現在の「預入金額が3百万円以上1千万円未満の定期預金の預入期間別平均年利率」（日本銀行作成）は、預入期間が1年のもので0.010%、2年のもので0.011%となっている。

前年同時期（平成30年12月17日）の同条件の金利は、預入期間が1年のもので0.011%、2年のもので0.011%であり、市中金利は低金利の情勢が依然として継続している。

なお、基金協会に対し貸付ける場合は、これらに2分の1を乗じて得た率となる。

4 利用者のニーズの反映のための検討

- ・ 令和元年11月に利用者である基金協会に対し、①「保険事故率の低減に向けた取組」及び「求償権の管理・回収」、②「保険料率に係る意見・要望」についてアンケート等による調査を実施した。
- ・ 求償権の管理・回収の取組や期中管理の強化、漁業収入安定対策（積立ぶらす）加入者向けの保険料率の設定などについて取組の強化を求めるアンケート結果等を踏まえ、以下の（1）及び（2）の点について、新たな取組内容を検討した。

(1) 基金協会の期中管理及び求償権の管理・回収の取組に対する事業

- ① 現在、信用基金が、基金協会の求償権の適正な管理・回収に対し行っている助成は、前事業年度における信用基金への回収納付実績額の2%相当を交付する回収奨励金のみである（昭和52年度から実施）。回収奨励金の対象は、回収納付実績があった場合に限られており、回収の成否に関わらず回収活動によって生じる経費に対する助成は行ってこなかった。
- ② また、ここ数年、サンマ、秋サケ、カツオ、スルメイカなど、多くの魚種で過去に類を見ない不漁の上、これ以上の魚価の上昇も期待できない状況にあり、事故リスクも大幅に増加することが予想されている。さらに、近年、保証人を不要とし担保を漁業関係資産に限る融資が推進されていることから、代位弁済後の回収には期待できなくなっている。これらのことから、保険事故発生の未然防止のため、これまで以上にきめ細かい期中管理が必要であり、基金協会が期中管理に取り組む重要性が増しているが、これまで信用基金としては期中管理にかかる助成は行ってこなかった。
- ③ 一方、農業信用保険業務において、農業信用基金協会に対し保証債務の適正な期中管理、求償権の適正な管理・回収等に要する経費を助成する事業について、助成額が長年据え置かれてきており、基金協会の取組に対する十分な助成となっていないとの観点から、令和2事業年度から新たな仕組みでの助成事業を導入する方向で抜本的な見直しが現在検討されているところである。

このため、漁業信用保険業務においても、農業信用保険業務における助成事業の見直しと平仄を合わせ、令和2事業年度から、現行の回収奨励金に加え、農業分野で既に実施している基金協会の求償権の管理・回収及び期中管理の取組に要する経費の一部に対し、助成する仕組みを新たに実施することが適当と考えられる。

(2) 保険料率を優遇する仕組み

① 検討の経緯

- ・ 信用基金が基金協会・支所の保証料率について調査した結果、1支所において、積立ぷらす加入者を対象に漁業近代化資金及び事業資金の保証料を20%引き下げる保証料率を設定していることが分かった。一方、信用基金では、全国一律に同率の保険料率を適用しており、積立ぷらす加入者への保証料率引き下げを行っている支所は自己負担のみによって保証料率の引き下げを行っている。
- ・ 積立ぷらす加入者を対象として基金協会が保証料率の低減措置を導入した場合、信用基金が保険料率を引き下げる特例料率適用措置を講ずることができれば、現在、引き下げ措置を実施している支所の負担軽減が図られることとなる。さらに、こうした措置を講ずれば、保証料率の引き下げ措置を実施していない協会・支所についても保証料率の引き下げ措置の導入を促すこととなることが期待され、ひいては水産庁が推進している中小漁業者の積立ぷらすへの加入推進につな

がる可能性が期待される。

③ 優遇の仕組み

優遇の仕組みにおいては、1) 協会がどの程度保証料率を引き下げた場合に、信用基金が保険料率を引き下げることとするか（優遇対象となる基金協会の措置の範囲）、2) 協会の保証料率引き下げに対してどの程度の割合で信用基金が保険料率を引き下げることとするか（保険料率の水準）の2つの論点から検討することが必要であり、以下これらの点について検討した。

1) 優遇対象となる基金協会・支所の措置の範囲

現在、1支所において、積立ぷらす加入者を対象に漁業近代化資金及び事業資金の保証料率を20%引き下げる保証料率を設定しているが、他の基金協会・支所の財務状況を踏まえれば、基金協会・支所が積立ぷらす加入者に対し保証料率を10%以上引き下げた場合に、信用基金の優遇保険料率を適用することが適当ではないか。

2) 保険料率の水準

保険料率の引下げ幅については、基金協会・支所の厳しい財務状況や、新たな助成措置である本措置を奨励する観点から、出来るだけ基金協会・支所の自己負担とならないようにし、また漁業者にもその効果を実感してもらえるよう、当面の間、基金協会の平均適用保証料率の1割引下げに相当する基金協会・支所の減収分を信用基金の保険料率の引き下げによってまかなうように保険料率を設定することが適当ではないか。

3) 導入時期

令和2事業年度から、各基金協会・支所の申請に応じて順次適用していく形で、導入することが適当ではないか。